

【令和3年度決算】地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

若狭町

消費税(国・地方)の引き上げに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和3年度若狭町一般会計歳入歳出決算における社会保障施策関連経費への充当状況は、次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 195,059 千円 (総額343,795千円)

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費 1,876,706 千円

(単位:千円)

事業区分		令和3年度 決算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	うち地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	
社会福祉	障害者福祉(障害者介護給付費事業等)	505,979	346,018		2,500	157,461	44,412
	母子福祉(母子家庭等医療費助成事業等)	4,519	2,059			2,460	
	高齢者福祉(老人保護措置事業)	5,136			419	4,717	
	児童福祉(児童手当事業等)	472,506	410,580		10,048	51,878	
社会保険	国民健康保険事業(繰出金)	107,980	48,566			59,414	109,737
	後期高齢者医療事業(繰出金等)	224,076	30,048			194,028	
	介護保険事業(繰出金)	290,711	9,168			281,543	
保健衛生	医療施策(公衆衛生事業等)	192,544	19,779			172,765	40,911
	疾病予防対策(予防接種事業等)	30,916	3,082		16,000	11,834	
	健康増進対策(成人保健事業等)	42,339	20,167		7,325	14,847	
合計		1,876,706	889,467	0	36,292	950,947	195,059

※各事業に要する一般財源比率に応じて、地方消費税交付金(社会保障財源化分)を按分して充当しています。